

■介護の経営改善、3段階で支援 小規模事業所の協働化・大規模化促す

- ・小規模の介護事業所の経営改善に向けて、厚生労働省は事業所の協働化・大規模化を支援する政策パッケージを取りまとめ、特設ページを開設したことを介護関係団体に周知した。深刻な人材不足が問題となる中、食事や外出、送迎の個別的な対応、災害時を含めた地域との連携など複雑化する介護ニーズに応え、安定的に事業継続するためには協働化・大規模化が必要だとして3つの段階に応じた支援を示している。
- ・政策パッケージでは、▽経営課題への気づき▽協働化・大規模化などに向けた検討▽協働化・大規模化などの実施の3段階ごとに、参考や活用ができるメニューを整理した。
- ・「経営課題への気づき」の段階では、選択肢の提示として先行事例を紹介。大規模化については、自治体の介護保険事業計画を通じて、小規模多機能型居宅介護や地域密着型介護老人福祉施設（特養）を設置し、小多機で利用者の在宅生活を可能な限りサポートし、適切なタイミングで特養に移ってもらうというような複合的な事業運営のメリットを得て、経営効率が改善した社会福祉法人の事例などを示した。
- ・協働化については、過疎化により介護崩壊の危機感を持った法人が中心となり、小規模法人のネットワーク事業の補助金を活用しながら10法人と連携したことで介護力を向上させ、地域住民とも協働しながら人手不足の一部を補った事業者の事例などをまとめた。
- ・ほかに、介護ロボットの導入などに関する相談窓口や、中小企業・小規模事業者のための経営相談所、経営サポート事業についてのコンサルティングの窓口も紹介した。
- ・「協働化・大規模化などに向けた検討」の段階では、手順の確認として社会福祉連携推進法人などの認定申請マニュアルのほか、社会福祉法人の合併手続きなどの関連事務連絡を整理。「協働化・大規模化などの実施」については、小規模法人のネットワーク化や社会福祉連携推進法人の立ち上げに関する事業概要を示したほか、福祉医療機構による融資や職場環境改善に関する支援も案内している。

※詳細は別添の資料をご参照ください。

- 「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」に関する周知について（協力依頼）

令和6年9月19日

厚生労働省老健局高齢者支援課 社会・援護局福祉基盤課

事 務 連 絡  
令和6年9月19日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
社会・援護局福祉基盤課

「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」  
に関する周知について  
(協力依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月に決定された「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための対策を講じることとされたところです。

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要です。

厚生労働省としては、こうした協働化・大規模化等による経営改善に資するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに特設ページを開設したところ、貴団体におかれましては、会員企業等に対するパッケージの周知等について、御協力、御配慮をお願いいたします。

周知を行う際の参考資料として、パッケージの概要資料(別紙)、当該特設ページのリンク(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html>)をお送りしますので、御活用ください。

以上

(参考1)「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)(抄)

(経営の協働化・大規模化等による介護経営の改善)

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、協働化・大規模化等による経営改善の取組が必要である。

こうした経営改善の取組を推進するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を講じる。また、すべての介護関係者に協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。

<「経営課題への気づき」段階における支援(選択肢の提示)>

経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知(2024年度中に作成、作成後速やかに周知)、社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知(2024年度中)、都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知(2024年度中)に加え、2023年度から各都道府県に順次設置されているワンストップ窓口において介護現場における生産性向上の取組を支援するほか、2024年度中によろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)における相談対応や(独)福祉医療機構の経営支援について、周知徹底を図ることとする。

<「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続・留意点の明確化)>

2024年度中に、社会福祉法人の合併手続ガイドライン等を改定し、第三者からの支援・仲介に必要な経費について社会福祉法人が合理性等を判断した上で支出できることに加え、社会福祉法人の合併手続そのものを明確化し、周知するとともに、社会福祉連携推進法人の申請手続マニュアルを作成・周知する。この他、支給基準の客観性をより高めるため役員の退職慰労金に関するルールを明確化することとする。

<「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）>

2024 年度において、小規模法人等のネットワーク化の取組への支援、事業者が協働して行う人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約などの職場環境改善への支援、社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援、(独)福祉医療機構による社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資を行うこととする。

(参考2) デジタル行財政改革会議ホームページ

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_gyozaikaikaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/index.html)